

返済金制度について

○ 返済金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が3ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次の基準で金額を求人者にする返還いたします。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 退職日が入職1ヶ月以内の場合 | 100% |
| (2) 退職日が入職1ヶ月以降、2ヶ月以内の場合 | 70% |
| (3) 退職日が入職2ヶ月以降、3ヶ月以内の場合 | 50% |

※ 返済金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。

株式会社チューリメディカル

有料職業人材紹介事業所

厚生労働大臣許可番号 28-ユ-300533